

参議院商工委員会會議録第十七号

昭和三十三年四月九日(水曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

大谷 實雄君
小澤久太郎君
小幡 治和君
小滝 彬君
小西 英雄君
高橋 衛君
海野 三朗君
加藤 正人君
豊田 雅孝君
大竹平八郎君

政府委員

中小企業庁長官 川上 爲治君
中小企業庁振興部長 今井 善徳君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 参考人
福島県信用保証協会専務理事 平子 忠君
全国銀行協会連合会事務局長 安原米四郎君
中小企業金融公庫理事 中野 哲夫君

本日の會議に付した案件
○中小企業信用保険公庫法案(内閣提)

出、衆議院送付)

○中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、公報でお知らせしましたように、中小企業信用保険公庫法案外二法案を議題とし、参考人の御意見を伺い、審議を進めることとしております。参考人については、その人選を委員長に御一任願っておりまして、お手元に配付の印刷物のごくになりまして、さよう御了承を願います。

○委員長(近藤信一君) 参考人の方には、御多忙中わざわざ本委員会のため御出席下さいまして、まことにありがとうございます。

参考人の方の御意見を伺う前に、まず中小企業庁長官から三法案の内容につき説明を願います。

○政府委員(川上爲治君) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案要綱につきまして、簡単に御説明申し上げます。

これは二点ございまして、一つは、中小企業金融公庫の貸付対象のうちで、さきに臨時国会におきまして通過いたしました、現在実施しております

環境衛生同業組合及び同業組合連合会

につきまして、その貸付対象についての法律において若干の不備がございますので、これを是正するという点が一つございまして、これは具体的に申し上げますと、この前の法律によりますと、中小企業だけじゃなく、大企業関係のものも環境衛生同業組合を作ることになっておるのです

が、その大企業関係のものも、貸付の対象に実はなっておりますように法律ではなっておりますから、私どもの方としては、ほかのものと同じように、中小企業が主であるものだけを対象とするということにこれを改めようとするわけでございまして、

それから第二の問題につきましては、現在中小企業金融公庫には代表権を持っておりまゝ者は総裁だけでございまして、これを、副総裁制度を設けて、代表権を持たせようという考案でございます。現在、中小企業金融公庫は役員が八名でございまして、それから職員の数が五百六十五名、それから貸出額は五百四十九億ということに、非常に金額も大きくなっております

し、職員の数もふえておるわけでございまして、これとほかのいろいろな金融機関を比較いたしますと、国民金融公庫につきましては、これはまた役員は八名でございまして、これは副総裁制度になっております。職員の数は二千二百五十六名ということになっておりますが、貸付額は七百七十億と

いうことに国民金融公庫はなっております。それから住宅金融公庫につきま

す。それから住宅金融公庫につきま

しては、これは職員の数が七百八十七名、貸付の額が二百九十六億というところになっております。その他農林漁業金融公庫その他のものと比較いたしますと、中小企業金融公庫につきましては、ほとんど職員の数につきましては、あるいはその貸付額につきましても劣らないという状況になっておりますが、この副総裁制度につきま

しては、中小企業金融公庫と、それから農林漁業金融公庫だけがその制度をしておりませんので、今回農林漁業金融公庫につきましても、副総裁制度をとるといふようなことになっておりますので、これと同じような扱いをしたい。これはいろいろな仕事の面において不便な点がございしますので、そういう措置をとりたいということでございまして、この二つでございますが、衆議院の方におきまして付帯決議がつきまして、中小企業金融機関の機構の充実の必要性につきましては、単に中小企業金融公庫だけではなくて、あるいは国民金融公庫とかあるいは商工中金とかそういうものにつきましても、もっと強化拡充すべきであるというよう

な決議がついておるわけで、私どもの方としましては、商工中金につきましましては、現在法律上の副理事長制がございまして、これはほかのいろいろな問題について、近いうち改正をしたいと思っておりますので、これと一緒に法律によりまして、副理事長制度をそのとき設けたいというふうな気持

を持っておるわけでございます。それから国民金融公庫の理事につきましては、現在役員は八名でございまして、これにつきましても、十分今後検討をして、なるべく機構を充実するように持っていきたいというふうに考えております。

それから中小企業信用保険公庫法案につきまして、これまた要綱につきましてきわめて簡単に御説明申し上げますが、現在中小企業関係の信用保険、それから保証関係につきましては、保険の関係をにおきまして、私どもの方に保険の特別会計というのがございますので、ここでもいろいろ保険の仕事をやっておるわけでございまして、現在におきましては保険の付保額が、実は三百九十億くらい、四百億くらいに上っておりますのでございまして、それから保証につきましては、全国五十二の保証協会がございまして、この保証協会の保証額も現在五百億程度に実は上っておりますのでございまして、この二つの制度につきまして、昨年の暮れに金融制度調査会がいろいろ検討いたしました結果、第一は、保険と保証とをきわめて有機的のつながりが持てるようにすべきであるということがまず第一点、それから第二につきましては、この保証協会をもっと強化して、基金を充実させるべきであるというのが第二点でございます。第三点につきましては、何らかの特別な機構を作つて、そうして保険と保証関係を強化すべきであるというふうな意見が答申に

なっております。なお、その保険事業につきましても、もっと詳しい具体的な要求がございますが、これはあとで申し上げますけれども、以上三つの点について政府へ答申がなされておるわけでございますので、私もとしましては、この際この趣旨に沿うような特別の機構を作りたいということで、中小企業信用保険公庫法案を提出したわけでございます。

この公庫につきましては、先ほども申し上げましたように、要綱の第一の目的のところにありますように、一つは信用保証協会の資金を拡充する、そして保証業務が十分拡充されるように持っていく、もう一つは、信用保険制度をやはり強化する、この二つの目的を持っておるわけでございます。現在におきましては、三十二年度において信用保証協会に対しては、政府の方から十億円程度を、低利の貸し付けをいたしておるわけでございますが、今回は三十三年度におきましては十億以外にさらに二十億加えて、三十億の保証協会に貸し付けをする、その場合この公庫を通して貸し付けをするというようにいたしたいと考えておるわけでございます。

それから保険事業につきましては、現在十数億の基金がございますが、これまた相当の保険をやっておるわけでございますが、この際もっと金額をふやしまして、保険の事業がもっと大きくできるようにしたいということでございいます。

この公庫の性格につきましては、これはほかの、たとえば中小企業金融公庫とか、その他の公庫と同じような性格を持たしておるわけでございます。

それから資本金につきましては、先ほども申し上げましたように、現在信用保証特別会計に持っております基金と、それから新しく二十億の金を政府の一般会計から出して、この基金に基きまして、さらにまた、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定により、政府の方から出資されます六十五億をいれまして、百七億六千万円の基金をもつて最初進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。従って保証協会に対しましては、従来の十億プラスの二十億を合算して三十億という金が、三十三年度においては出されることになっております。その利子とかその他のものについては、従来の十億と大体同じようなやり方をとりたいというふうに考えております。六十五億につきましても、先ほど申しましたように、これは政府の方で一応その出資をするわけでございますけれども、この法律及び経済基盤強化のための関係の法律によりまして、一応たな上げすることに実はいたしておるわけでございます。これは資金運用部の方へ預けることになっております。それから、従来の基金につきましても、資金運用部の方に預けるということに実はいたしておるわけでございます。

公庫の役員につきましては、理事長一名、理事三名、監事二名ということにいたしております。

業務の内容につきましては、先ほども申し上げましたように、保険をやるということと、もう一つは、保証協会を拡充するための資金を貸し付けるということでございます。それから業務の方法とか、あるいはその事業計画と

か、資金計画、予算、その他の問題につきましても、一般の公庫と同じような扱いをいたしております。

なお、その要綱の第十一にありますが、利益が出た場合、あるいは損失が起きた場合の措置が書いてございますが、これは一般の会社と違ひますし、このいわゆる資本金というものは、基金の性格を持っておりまして、こういう措置をとったわけでございます。

それから監督につきましては、これは大蔵、通産の共管ということに実はいたしております。

以上申し上げましたように、公庫につきましても、大体こういうような考え方でやりたいと思っておりますが、これにつきましても、衆議院の方で付帯決議がありまして、第一は、公庫設立の主旨を全うするため、公庫の保険業務並びに貸付業務については、簡素化と迅速化の徹底を図ること。これはもちろんのことと思っております。これはもとしましては、この趣旨に沿ってやりたいというふうに考えております。

第二に、公庫の保険準備基金六十五億円については、これを、信用保証協会への貸付又は中小企業金融機関への預託に運用できる途を開くよう、速かに配慮すること。これは私どもの方としまして、中小企業対策からいいますと、ぜひこういうふうにした方がよくはないかと思っております。この運用の關係から資金運用部に預けるといふことにいたしましたのですが、私どもとしましては、なるべく早く信用保証協会の方に貸し付けられるよう、あるいはまた、中小企業金融機関

の方に預託ができて、その利子収入も多くなるような措置をとりたいというふうに考えておりますが、こういう趣旨をなるべく早い機会にやっていたらよくように努力したいと考えております。

第三の、包括保証保険を大中に拡充しようとする今回の保険制度改正に対応して、公庫が信用保証協会に資金を貸し付けるにあたっては、すべての信用保証協会が包括保証保険制度を活用するに充分な保証基盤を持ちうるよう、融資配分に特に留意すること。これは後ほど申し上げますが、私の方としましては、弱体な保証協会は、これは場合によりましては、なかなかその保険の方になんかできないというふうなこともあるかもしれませんが、この弱小保証協会の後におきましては、このも強化するため、この基金の三十億の貸し付けについても、なるべく公平に、またあるいは優先的といえますと、その点は少し語弊があるかもしれませんが、十分この趣旨を体しましてやっております。

それからその次は、この保険關係の実は実体の規定でございます。この整理法につきましては、たとえばこの公庫につきましても、登録税、印紙税、そういうようなものは課税しないとか、いろいろなことが書いてありますが、問題は中小企業信用保険法の改正につきまして、従来よりも相当違った措置をとろうと考えているわけでございます。法律の上におきましては、いわゆる保証の限度、それから補率、この二つしか載っておりますけれども、実は保険の料率というものがつき

ましても、非常に大きな問題でございます。従来のもので、今回のものとどの点において変っているかを簡単に御説明申し上げたいと思ひます。お手元に配付いたしております中小企業信用保険公庫保険業務新旧比較表というのがございます。現在の制度とそれから新しい制度につきまして書いてありますが、まず第一に包括保証保険というのがございます。現在の制度は一番右のところに書いてあります。現在の制度は包括保証保険につきまして一つございまして、それは二十万円以下のものでございまして、これは現在おるわけでございますが、これは現在おる補率が九〇%でその保険料率は一分四厘六毛ということになっております。私どもの方としましては、包括保証保険については、さきの金融制度調査会におきまして、特に零細企業關係については非常に大きな効果を持っておるものであるから、なるべくその包括保証保険の方へ切りかえていくべしという答申も出ておりますので、その趣旨に沿いまして今回は従来のものを改めまして二十万円以下につきましては、この保険料率を七厘、従来の一分四厘六毛というものをうんと減らしまして七厘ということにいたしました。それから、これらももう半ば強制と申しますか、そういうような措置をとりますという、結局この保証協会の責任体制というものがとれなくなるような感じもいたしますので、補率については九〇%というものを七〇%ということにいたしたわけでございます。

それから包括保証保険につきましては、第二種第二種と分けておりますが、今申し上げましたのは、第一種の二十万円以下のものでありますけれども、二十万円をこえて五十万円までのものにつきましては、てん補率は同じにいたしました。保証料率につきましては九厘というふうにいたしました。そういうふうな今考えております。これは別に保証料率というものは法律事項じゃありませんので、政令で規定するわけでございますが、そういう考え方で実はいきたいと思つていたのでございます。

それから第二種の包括保証保険につきましては、これは五十万円から五百万円まででございますが、てん補率につきましては七〇%の保証料率は一分三厘という新しい制度を設けようという考えでございます。

それから普通保証保険、これにつきましては、これはなるべく今後におきましてはだんだんこれをやめて、そして包括保証保険制度の方へ切りかえるという趣旨からいいますと、現在よりも実はある程度保証料率も高くし、てん補率は逆に引き下げるといふような考えをもちまして五十万円から七百万円までのものだけに限定いたしました。てん補率については従来七〇%を六〇%に、それから保証料率につきましては二分というのを二分五厘というふうに、実は私どもの方は当初は考えていたわけでございます。

それから小口保証保険につきましては現在ここに書いてありますような措置をとっておりますけれども、包括保証保険を今後大いに強化するということになりますれば別に必要はないじやないかということになります。これはとりやめることにいたしましたわけでございます。

それから融資保険につきましては、これが一番いろいろな問題を提供して下さるわけでございますが、従来はてん補率八〇%それから保証料率は二分一厘九毛というふうになっておるわけでございまして、私どもの方としては、融資保険制度はなるべくやめて、そして先ほど申し上げました保証協会関係の保証保険、特に包括保証保険に移行すべきであるという結論も、金融制度調査会の方から出ておりますし、かつまた、この融資保険については、相当事故率が高くて、欠損もそのために非常に大きい。そしてまた、どうも金融機関の不長債権のこれは身がわりをしておるような格好にしたいわけておる点もありませんし、必ずしもそうでもないものが大部分でございますが、特にまた、決算委員会等におきましては批難事項も、この制度について特に出ておりますから、私どもとしては融資保険については今後だんだん減らして、そして包括保証保険の方へ切りかえていくといふような考え方で、一応そのてん補率については五〇%、保証料率については二分一厘九毛ということに実はいたしておるわけでございます。

それから金融機関を相手方とする保証保険、これについてもまたいろいろ意見がございますので、しかもこれは大して大きく利用されておられませんから、私どもの方としては、これも取りやめたいといふふうに考えておるわけでございます。

以上申し上げましたように、この制度につきましては従来と相当異なるわけでございますが、これに對しましては衆議院でいろいろ検討いたしました結果、二十万円から五十万円までのこの九厘という保証料率は、これはもつと下げるべきだといふ意見がございますので、私どもの方としましては、大体これもさしあたり、この二十万円以下のもと同じように七厘というふうに実施したいといふふうに考えております。

それから普通保証保険につきましては、どうもてん補率を七〇%から六〇%に落したということも非常におかしい、また二分という保証料率を二分五厘に上げたといふことは、これも非常におかしいじゃないかといふような議論もございましたので、衆議院の決議もございましたので、私どもとしては、現在やっておりますことと同じような措置をとっていきたいといふふうに考えております。従つててん補率につきましては七〇%、それから保証料率につきましては二分というふうに進んでいきたいといふふうに考えております。

以上申し上げましたように、私どもとしましては、今回の措置は特にその包括保証保険制度に對しまして、今後大いに拡張していききたいといふふうに考えておるわけでございます。それが結局中小企業の中で、特に弱小企業に對して非常に大きな役割を果してくるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

以上簡単でございますが、この三つの法案につきまして御説明を申し上げます。以上申し上げましたように、この三つの法案につきまして御説明を申し上げます。

以上申し上げましたように、この三つの法案につきまして御説明を申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、これより参考人の方から御意見を伺います。御発言の時間は、御一人約十五分程度にしたいだけばまことに好都合と存じます。

それではまず福島県信用保証協会専務理事平子忠君にお願いいたします。

○参考人(平子忠君) お許しを得まして申し上げます。

私は福島県信用保証協会専務理事の平子忠でございます。

保証協会の問題につきましては、三十二年度におきまして十億円の貸付金をいただき、さらに三十三年度におきましては保証公庫というふうなものの計画がありまして、いろいろ保証協会の問題につきまして、国の御配慮をいただいておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。特にこのたびの保証公庫の制定につきましては、従来われわれが国家の保証協会というふうな点から、強かねてから念願しておる問題でございまして、そういうような問題が、新しく生まれ出でるといふことは、まことに画期的な御計画でございます。まして、今後ますます困窮を加える中小企業金融のために、非常に心強い基盤をなすものであるといふふうに考へまして、心からこれらの御高配に對しまして、あつく御礼を申し上げます。次第であります。

なお三十三年度におきましては、三十億の国家資金の貸付を、公庫を通じて下されるというふうな漏れ承わっているのがありますが、今後中小企業の金融の問題が、ますます困難なときでもございまして、一その増額方、あるいは貸付金でなくて、今後保証協会の出損金に振りかえられて下さるというふうなことにございまして、今後特段の御配慮をお願い申し上げます。

それでいろいろ御要望を申し上げます。すなわちいたしまして、福島協会のつきましては簡単に御説明申し上げます。御理解を得たいと思つてございまして、大体全国の保証協会は、東京都を除きましては、設立の時期をほとんど同じくしてございまして、昭和二十三年、二十四年に一斉に設立されたのであります。当協会といたしましては、昭和二十四年の四月に、当初さきやかな社団法人でもって生まれまして、二十五年に財団法人に切りかえられ、二十八年の国会でもって制定された信用保証協会法に、二十九年の五月一日付をもつて移りまして、今日に至つておるわけでございまして、当保証協会の基金は七千八百万円でございます。大部分を地方公共団体、それから金融機関、業界、こういう方面からいただいて、合計七千八百萬の基金構成になっているわけでございまして、それでこの基金の十倍、七億八千万でございます。これが保証限度でございます。まして、残高七億八千万をこえますといふと、一応当協会といたしましては、それ以上の保証はできないということになります。これは保証協会の支払能力といふような関連もございまして、一応の限界をつけてございまして、全国的に見ましても大体十倍というのが大部分の協会の保証倍率であります。一、二多いところは、十三倍、十五倍といふところもございまして、大体は十倍の倍率でもって動いておるわけでございます。昭和三十一年度におきまして協会の年間の保証額は約十億でございます。三十二年度の保証額は十

三億円でございまして、大体三十一年度に比しまして三〇%の保証増というふうな増勢をたどっております。今までの九カ年間の保証累計額は件数で三万二千件、金額で約五十五億円というふうな事情でございまして、一件当りの保証金額は二十五万円というふうな程度で、全国の平均は三十四、五万円かと思ひますが、それよりも低いというふうな事情になっております。保証残高が七億六千万円でございまして、大体倍率七億八千万ぎりぎりのところまでいっております。年末には、ちょっと暫定的ではございますが、倍率をこえたというふうな事情でございました。それでこの保証残高は現在の全国五十二協会のどの辺に当るかというと、これを申し上げますと、保証残高におきましては全国二月末の残高でもつてみますと、十六位というふうな点にございまして、大体中位程度の協会の立場であるというふうな事情でございまして、

それで今までの代位弁済の、経営者が払えなくなりまして、保証協会がかわつて、金融機関に支払いますという代位弁済の金額は一億三千九百万円でございまして、これは当協会の保証総額に比しまして二・五%、保証総額の二・五%の代位弁済でございまして、全国の約二%という線から見ますと、ややや代位弁済は上回っているというふうな事情でございまして、一億三千九百万円代位弁済しまして、そのうち回収をみたものは八千四百六十六万六千円でございまして、代位弁済総額から見た回収率は約六一%というふうなふうに相なっているわけでありまして、保証する場合に保証料を業者から徴

収するわけでございますが、保証料は、普通のものは日歩七厘の保証料を徴収しております。それから国民金融公庫のものにつきましては六厘の保証料を徴収しております。県並びに市が、特別に保証協会に金を貸して、それで保証をして分があるのではありませんが、この県並びに市の預託によるものにつきましては、日歩五厘の保証料を徴収しているというところでございまして、大体この辺の保証料は、全国のおれから見ますと、大体中どころのものではないか、大体似たり寄つたりでございまして、全国でもこんな足並みじゃないか、こういうふうな保証料率でございまして、以上が福島協会の保証協会の現状でございますが、なお一言、全国五十二の協会の事情について申し上げますならば、名称はいずれも法律で規定しております保証協会なのでありますが、その内容に入りましては、全く千差万別でありまして、なかなか問題点がそれぞれ違ふのであります。ここにこのたび公庫によるところの保険業務というふうなものを一律に押さえるという場合におきまして、いろいろ問題点がでてくる一つの理由であらうと思ひます。まあ、基金の問題にいたしましても、これはいろいろ内容が違つておりまして、必ずしも果から、中央公共団体からのみ出ているという問題でもなくて、その比率なんかもいろいろまちまちでございまして、それから地方公共団体と保証協会と損失補償契約をいたしておりますが、その損失補償の問題につきましても、いろいろあら

が支払ひし得るというふうなふうのと

ころもございまして、それからまたほんとうのから手形でございまして、実際にいつになつたら、その損失補償を受けられるのだからないというふうな立場の損失補償契約もございまして、それからいろいろ地方公共団体の補助金というふうな問題につきましても、あるところもありまして、ないところもある、あるいはまた、保証料、保険料の場合におきまして、一部地方公共団体がそれを負担するというふうなところもございまして、そのため

に特別低い保証料を徴収したり、あるいはまた、包括保険料なんかを支払つてくれるというふうな立場の地方公共団体もあるものでございまして、それからまた保証の金額の方面をみますと、大きな協会、たとえば北海道のごときにおきましては、最高三千万もの保証をやっております。ところが、半面小さな協会になりますと、たとえば長野、佐賀、こういうふうなところになりますと、その保証協会の最高保証限度というものは五十万円、それ以上は保証できないというふうなことでありまして、ここにいろいろまちまちの状態でございます。従いましてあとで申し上げますところの包括保険の場合におきまして、いろいろ五十万がいいとか、二十万がいいとか、あるいは十万まで入れてくれとか、そういうふうな問題が非常に多く出てくるわけでございます。

大体以上が福島協会の保証協会を中心としたしまして、全国の保証協会の大事な問題につきまして、御了解を得るためにお話し申し上げたわけでございまして、このたびの保険公庫を通じて行われまして、この保険制度、この問題につきましては、先ほども感謝申し上げましたように、非常に画期的な行き方でありまして、制度そのものにつきましては、全く異議がございせん、感謝申し上げます。ところでございまして、しかしながら、これを急激に早急に一律にもつていくというところに、その実施方法、内容というふうな問題につきましては、非常に全国各協会の不満が強く出て参りました、各協会の集まりにおきましても、再三これが是正方につきまして、関係方面に強く要望を申し上げたような次第でございまして、これから大体全国保証協会の要望の問題を中心としたしましていろいろ申し上げたいと思ひの

でございますが、制度そのものは、非常にけっこうなものであります、今申し上げましたような区々まちまちな内容を持つ保証協会のこともありますが、この中で、これが実施につきましては、緩急よろしきを得まして、逐次実情に應じた強化対策というものをお願い申し上げます。

まず第一の問題点につきましては、先ほど川上長官から御説明のございました包括保証保険の問題であります、特に、この包括保証保険の問題の第一種保険の問題につきまして、五十万一本でなくて、五十万の下にさらに段階制を設けて、逐次実情に合うようにやっていただきたいということと、手続事務の簡素化をお願い申し上げます。それで現行の包括保険制度は、五十二全国協会のうち、これを実施している協会が十三協会でございます、他の三十

九協会は実施されておらないのであります。これは今までも全部が満足しておるならば、全部ともやるわけでありませんが、わずか十三協会きりしておらないというところに、いろいろ問題があるものでございまして、その問題の一つは、非常に手続が煩瑣であつて取り扱ひにくいということ、それから保険料の支払い、保険料の受け入れというふうな、そういうふうな数字の上から見ましても、実質的に有利でないというふうな、この二点から行われていないということが言えると思ひの

でございます。それで福島協会の例を申し上げますと、福島は最初からこれを実施しようと思ひまして、最初実際に受け入れたわけでありまして、三十一年の四月から三十一年の九月まで六カ月間、これを行つたのであります、どうして少ない人数ではやりきれないというふうな点から、ついに包括保険制度を放棄せざるを得ないということになりまして、半年間でこれを中止したというふうな実情にあるのであります。それでこの半年間ではございますが、この包括保険を実施しましたその実績をながめてみますと、件数で六百四件でございます、金額で五千九百三十一万円でございまして、保険事故は三件二十九万円でございまして、これらはほとんど大部分すでに回収になりまして、請求を要せざる状態で、未請求のままで済んだわけでございます。従つて、保険金の受領はゼロでございます。一方、支払保険料はどうかと申し上げますと、三十九万四千五百八十六円というものを支払つておつたわけでございます。私の方から見ますという、数字だけの面から見

ますというところ損になった、こういうようなことに終ったのでございませう。これは単に私の方の一つの例にしかすぎないので、これをもって一律に全国の協会の場合を申し上げても当てはまらないとは思いますが、大体各協会とも、この割合に零細の方面の危険というものは、それほどおそれるべきものではないというふうな考えられるかと思うのでございませう。

こういうような点から、大部分の協会が現行の包括保険を受け入れなかったという問題があり、そうしてまた、今回の五十万以下を一律とした第一種保険というものを一率として、いろいろ不満が多いという理由が存するのだと思うのであります。従って、この五十万一本でなくて、五十万の下の方に、さらに三十万とか、二十万とか、十万とかの段階制を設けていただきまして、それぞれの立場から、納得して全国の協会が受け入れられるような措置を講じていただきたいとかいうに念願する次第でございませう。五十万と申しまして、先ほど申し上げましたように大きな協会は大きな苦にならないのでありますが、たとえば長野、佐賀というような場合には、最高五十万ばかり保証できないのでありますから、全部が引つかかってくる、それからこれは私の方の場合で見ますと、五、十、二十万以下というものは件数で八九%、約九〇%近い件数が大部分を占めるのであります。金額で六〇%というようなことになりまして、従って、小協会におきましては、五十万というものは、ほとんど全額であるといつても差しつかえないという実情でございませう。ここにいろいろ問題があるのであ

りまして、それぞれの協会の立場で受け入れられる、どちらか一つを受け入れられたいという段階制を、五十万以下に設けられるようにお願いしたいと思ふのであります。特に小さな協会になりますと、非常に職員の数も少いのでございませう。従って、職員をふやせば手続でも何でもできるのでもございませうけれども、半面においては業界、それから関係方面からは絶えず保証料の引き下げという問題が強く打ち出されているのであります。そういうような点は、これはいやおうなしに聞かざるを得ない立場でありまして、そういうような点に、いたすうちに、人数をふやしてこの経費を増大せしめるといふことは、かえって業者対策に逆行するといふような点も御座りますので、これらの点は特に今後御了解を願いたいと思ふのであります。

それから第二の問題点は、保険料率の引き下げとん補率の引き上げでございます。この点につきましては、先ほど川上長官から御説明がございまして、衆議院において付帯決議になりました、非常にわれわれの要望する線に近づいて参つたのであります。なお今後、一そうこれらの点につきましては御配慮をお願い申し上げます。それで、このてん補率は、大体全国協会の要望といたしましては、九〇%程度、それから保証料率は七厘以下というような要望をかねがね申し上げておたつたわけでありませうが、今後あらゆる機会にこういふような点につきまして御高配をお願いいたします。特に小口二十万以下の問題につきましては、先ほど福島県の例によりまして、保険金の請求はなしと、四十万近い

保険料を払っておるというふうな事情でございまして、これはまるまる損をしまして、これは単独協会の方で十分成し得るような状態でありまして、特に二十万以下の零細企業というものは、特に経済問題より、むしろ社会問題の方が多くし寄せられてきていふケースであります。従つてこういうふうな問題につきましては、特に国におかれましては社会制度的な意味合いを強く打ち出されまして、特別のまあ、たとえただだといふこともあれでしようけれども、まあ五厘程度でも十分成り立つて、こういうふうな点に考えられまして、こういうふうな点について、特に御高配をお願い申し上げます。なお、今回の政府案によりましてい

うと、この保険料の算定基礎といふのは、保険金の支払ったあとの回収率といふ問題を一つの基準として出されているように伺ひしておるのであります。それで回収率を四三%に引きまして、保険料を算出されたといふふうな話をお伺ひしておるのであります。が、大体現在の全国の保証協会の実際の回収率は五〇%程度になっておりまして、四三%を上回つておるようなわけでございませう。それで従つて五〇%で算出したますれば、少くとも全国各協会の要望を受け入れられても、なおかつ保険公庫の採算というものは維持されるような予想が立つたのではないかと、かように考えるのであります。それでこの回収率の問題につきまして、福島県の例を申し上げますと、これを年度総体では、六二%の回収率になっておりますが、これを年度別に見ますと、二十六年までには代位弁済

したものの回収率は七七・七六%の回収率になって参ります。それから二十七年年度中に代位弁済したものの回収率は七八・一%というふうな回収率、二十八年度中の代位弁済のものにつきましては、八三・三七%の回収率でありませう。二十九年度におきましては七三・三六%、三十年度におきましては七三・三六%、三十一年度におきましては六九・三五%、三十二年度におきましては六九・三六%、三十三年度におきましては六九・三六%といふような回収率でございまして、四三%という回収率は、あまりに低過ぎるというふうな考えられますので、この点については十分の御了解を申し上げますのであります。

それから申し上げます第三の問題点は、保険業務の徹底的な簡素化をお願いしたいといふことであります。御承知のように、保証協会は決して陣容的にも、いまだ充実されていない組織でございませう。従つてほとんど全部が引つかかってくるような五十万以下の包括保険の業務といふふうになります。という点、これはただ一回の手続では済まないものであります。全部保険台帳に記載しまして、そうして大がいに回収というものは毎月月賦返済であるとか何とかになりまして、何年も何年も長くかかって回収するのであります。これからのものを小人数の者でやるというところは、なかなか損得を度外視しませんが、実際問題としては容易ではないといふようなことになるのであります。そういふような意味合いからいふことをお願い申し上げます。

のであります。

それから第四点は、保証協会の自立性の確立でございませう。これは五十二の保証協会があるわけでございませうが、これらは地方公共団体の大方の援助によりましてやってきたのであります。が、それぞれ各地方には、地方の事情がございまして、それらの特殊事情に合ったような行き方が多く見られるのであります。従つてこの特殊性を生かすことが、結局は地方の中小企業対策の誤りない行き方であるといふような観点から、こういうふうな問題につきましては、特に御認識をお願い申し上げます。方公共団体といふいろいろな摩擦があるようでは、実際協会の発展といふものは、なかなか望み得ないものであります。特に国家貸付金といふものが出て参る場合におきましては、さらにそういうようなものを土台としまして、今後ますます地方公共団体との結びつきといふことをあわせ考へて、保証協会の育成強化といふことを御高配をお願いいたします。かように申し上げる次第でございませう。

○委員長(近藤信一君) ちよつと平子参考人に御注意しますが、もう予定の時間の倍も過ぎておりますので、あとの方の時間の都合もございませうから、結論を急いでお願いいたします。

○参考人(平子忠君) 時間もはなはだ申しわけないのでございませうが、以上申し上げまして、今後保険公庫のための保証協会ではなくして、ほんとうに保証協会のための保険公庫であるといふふうにバック・アップをしてくれるように、公庫の運用につきましてお願い申し上げます。私をお願いを終る

次第でございます。
○委員長(近藤信一君) ありがとうございます。さうでした。

○委員長(近藤信一君) 次に、全国銀行協会連合会事務局長安原米四郎君にお願いいたします。

○参考人(安原米四郎君) 私全国銀行協会連合会の事務局長をいたしております安原でございます。

今度の中小企業信用保険公庫法案につきまして、われわれ全国銀行協会連合会は、長いものですから通称略して全銀協と申しておりますので、あと全銀協と言わしていただきますが、全銀協の考え方は、先ほど川上長官がお話のように、この法案は金融制度調査会の答申に基いて作られております。同調査会には全銀協の会長その他銀行の代表も委員として出ております。特にこの信用補完制度を中心として検討されました調査会の小委員会の主査には、全国地方銀行協会の会長であり、同時に全銀協の理事をいたしております亀山常陽銀行頭取がなっております。その検討につきましては終始われわれの方も参加いたしております。従って本法案につきましては、原則として大筋はもうお賛成でございます。さて、ぜひこの国会で実現していただきたいと思っておりますが、ただ、この法案の内容につきましては、実務を担当いたしております銀行の立場から申しますと、新しい制度に移り変わるその経過的な措置はもう少し考えてもらいた方がよかつたんじゃないかと、特に銀行が直接関係ございます融資保険につきましては、先ほど川上長官から詳しく御説明ございましたので、詳しくこ

とは省略させていただきますが、われわれ銀行の方から見まして問題にいたしておりますのは、てん補率が従来の八〇%から一五五〇%に引き下げられていると、まあ保険料率はそのまま据え置かれてございますが、また保険される対象としての貸付額が従来は最低限度がございまして、新たに、新しく五十万円を超え、それから最高限度も従来は一千万円まででございましたのを七百万円というふうな引き下げられる、こういうふうなことは、実際に担当いたしております者の立場としまして、こういう保険を利用するためには、あまり急激に変わるといふことは運用がなかなかむずかしいことになる。従って、将来信用保証協会が拡充強化されて十分の活動ができるようになれば、その方に移ることは当然でございます。ところが、それまでの経過措置として、これら条件をこのように一挙に變えないでやってほしかったと、まあせいぜいその保険額の総額は若干下げられるというのではやむを得ないかもしれないと、そういうふうにとつていただければよかつたという希望意見はございしますが、全体的にこういう方向に今後進んでいられるということについては、銀行の方も賛意を表しております次第でございます。

まあ、お尋ねのこの法案につきましては、われわれの考え方はその程度でございます。まして、ちやうどまかり出ました機会、昨年の金融引き締め後の金融の状況並びに全銀協としましてのその間の対策についても、若干お聞き願えれば非常にけっこうだと思っております。ただ、御予定の時間がだいぶん過ぎておりますので、詳しくこ

とでもし御質問がございましたらその点についても述べさせていただきます。と思います。
○委員長(近藤信一君) どうもありがとうございました。

○委員長(近藤信一君) 次に、中小企業金融公庫理事中野哲夫君からお願いいたします。

○参考人(中野哲夫君) 私、中小企業金融公庫の中野でございますが、公庫の運営につきましては、平素何かと御指導、御注意をいただきまして、三十二年度も年度当初は計画と同様に仕事を、貸付を終ったような次第でございます。この機会を借りまして厚く御礼を申し上げます。

ただいま公庫法の一部改正について御審議を願っておりますので、この機会に三十二年度の公庫の貸付のあらましと、先般成立を見ました三十三年度の予算に基く公庫の貸付の概要を申し上げまして御参考に供したいと思います。

まず、三十二年度におきましては、当初国会で御審議を願いました予算では、総貸付を四百十五億円といたしたのでございます。うち借入金金が二百億円、残りの二百十五億円が回収金等であつたのでございます。ところが、昨年の春以来、金融引き締め、それに引き続く総合緊急対策等のごときでございまして、第四・四半期に借り入れの予定の運用部資金約六十億円を繰り上げ借り入れいたしました。第二・四半期及び第三・四半期において増額貸付をいたしましたのでございます。秋の臨時国会におきましては、そういう四・四半期の穴のあいた部分を埋めると、ある

いは年末の金融を厚くするというような意味合いで百億円の借り入れ増加を可決していただきました。貸付計画を改訂いたし、お手元に資料に差し上げてあります通り五百四十八億円、借り入れが百億ふえたのと、自然回収の増が約三十三億を見込みまして五百四十八億円と、こういう計画を立てました。そのうち直接貸付を七十億円、残りの四百七十八億円を代理貸付、さらにそのうち商工中金に対して年間約四十億円を代理貸付としてお願いするということにいたしましたのでございます。それがこの三月三十一日で終りましたのを締め切ってみますと、まだ概数を出ないのでございますが、三十二年度におきましては直接、代理貸し合計いたしました二万四千五百四十四件、五百五十三億円の貸付決定を見ました。で、ほぼ計画通り、あるいは計画を多少上回つたというようないふことになっておるのでございます。直接貸付も七十億円の計画が三十一日では七十六億円余りの融資承諾を行つたので、これまた計画を上回つたような次第でございます。

次に、三十三年度の計画でございますが、これは貸付規模を五百七十億円にいたしております。そうしてそのうち直接貸付を九十億円、代理貸付を残り約八十億円と、こういういたしております。その原資を申し上げますと、資金運用部からの借り入れが二百二十五億円、簡易保険、郵便年金からの借り入れが五十億円、合計二百七十五億円が借入金で、残りの二百九十億円を回収金等で充てることにいたしましたのでございます。この五百七十億という年間の貸付規模は、先ほど申し上げました前年度の五百四十八億円に比べますと、わずかにまあ二十二億円程度の増加にしかならないのでございます。いろいろ財政の規模、他の政府金融機関との関連等がございまして、こういうことで予算の可決をいただきました。ただ、本年度は予算総則に初めて規定が入りまして、産業経済情勢の急変がありまして、中小企業金融をさらに手厚くする必要が起つたような場合には、国会の議決を経ずして大蔵大臣の行政措置をもって予算で定められた借り入れ限度額の百分の五十以内の金額であれば、借り入れ限度の増額を認めることができるというふうな、いわゆる弾力条項を設けられましたので、ただいま計画しております五百七十億円という貸付規模をもって仕事を始めて参りたいと思つております。もっともこの五百七十億円という貸付規模では代理店から調査、照会いたしました公庫に対する需要、あるいは手前どもの本店、支店の窓口にお申込まれておる直接貸付の需要に比べますと、ほぼ五〇%程度の充足率にしかならないというふうな現状でございます。本年度は予算といたしましては前年度より総貸付額が回収額を入れて若干上回る、特にその内訳としては、直接貸付を前年度七十億円から九十億円に拡大するようになつたという点が主でございます。そして、それに伴ひまして、直接貸付の処理に必要とする人員、あるいは貸付残高がふえまして、いろいろ管理、回収に手数がかかつて参りますので、それらの人を埋めるという意味で、約八十名の定員の増加を認められ、その一部分をさきまして、熊本、新潟に新たに店舗を設けることにいたしました。目

下その準備を進めておるような状況でございます。この八月末をもちまして、ちょうど創立五周年を迎えるわけでございますが、先ほど中小企業庁長官からもお話のございました通り、貸付金高、あるいは借入金高、政府の出資額、職員の数、店舗の数というふうなものも逐年増加いたしました。三月三十一日現在の総貸付残高は八百九十億円くらいに相なり、本年度末、来年の三月末には残高が一千万円をこえるような見通しに現在なっております。

なお、いろいろ公庫の融資につきましては、代理貸付制度についても、いろいろ御注意をいただき、また、業界からも御要望をいただく点が多々ございます。また、直接貸しの処理等についてもいろいろ業界に御不便をかけるお点も少くないのでございます。この点が今後一そう運営を円滑に簡素化するという方面に公庫といえども努力を一そう払い、かようにわれわれ御願して努力をしておるような次第でございます。

非常に簡単でございますが、最近の概況を御参考までに申し上げます。

○委員長(近藤信一君) ありがとうございます。以上で、参考人の方の御意見は終了いたしましたので、ただいまの参考人の公述に対し、質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○豊田雅彦君 最初、中小企業金融公庫法の一部改正法律案に関連いたしまして質問をいたします。特に基本的な問題について質問をいたします。

日銀の発表したところによりまして、昭和三十三年中の全国銀行貸し出し状況を見ますと、大企業向けの貸し出しが圧倒的に増加しておるのであります。年間の増加額は八千五百六億、前年から見ますと八〇%増加しております。ところが、これに反しまして、中小企業向けの貸し出しは年間の増加額はわずかに千九百三億でありまして、前年に比較しますと二七%という激減ぶりになっておるといことが日銀の発表で明らかになっておるのであります。こういう数字から見ますと、中小企業専門金融機関に政府資金を投入いたしましたとしても、プラス、マイナスしてみると、大した効果が、全体の金融としては違いないというふうな結果になっておるのであります。この点を非常に憂慮いたすのであります。この点に對しまして、参考人の安原さん、それからまた中小企業金融公庫の中野理事の所見を伺いたいと思ひます。

○参考人(安原米四郎君) 今、豊田委員からお尋ねのございました銀行の貸し出しが大企業に集中しておるのはないかというお話でございますが、数字の絶対額を見ますと、確かにお話の通りでございます。先ほど、昨年の金融引き締め以後の実情につきまして若干説明させていただきました。この機会にそれに関連いたしまして少し述べさせていただきます。いよいよしゅうごういたします。

○委員長(近藤信一君) 簡単に……。

○豊田雅彦君 なるべくポイントだけ答弁していただきたい。

○参考人(安原米四郎君) 銀行の貸し出しは御承知の通りに、ずっと前々から

の残高を見ましても、いわゆる中小企業といえます資本金一千万円以下の会社等に対する貸し出しは三十数%というところで、大半はより大きいところに貸し出しが行われておりまして、これはまあ銀行の性質上、一面やむを得ない点が、やむを得ないといえます。か、当然な点で、問題はむしろその比率が低下する、あるいは絶対額がどうなるかという点にあるというところは御了承願えると思ひます。ただ、絶対額としましては、中小企業に対する貸し出しの全金融機関の比率を見ましても、銀行の占める割合は過半数を占めておるわけでございます。まあ、それだけに銀行の貸し出しがどういふうになるかというところは非常に注目されるのはごもっともなことだと思ひます。それで、昨年は御承知の通り、外貨の危機を契機といたしまして、前の二十八、九年当時以上の金融引き締め政策が急激にとられまして、それでわれわれの方としましては、さつそく全銀協の中小企業金融対策委員会を開いて、中小企業について十分気をつけてやることにしようというふうな線も出したわけでございますが、ただお話のように、絶対額としましては大企業に対する貸し出しより中小企業に対する貸し出しの比率は低いというところは事実でございます。ただ、われわれの方としましては、言いわけ的に申さしていただければ、前回の二十八、九年当時の金融引き締めのときよりも、今度は各銀行は相当努力いたしまして、ちょうど昨年四月末には中小企業向けの貸し出し残高は、一兆五千二百五十六億円、これがまあ全国銀行の中小企業に対する貸し出しの残高でございますが、九

月末には一兆五千五百五十億、まあ、その間御承知のように、五月以降非常に金融が引き締められて、逼迫がひどくなったわけでありまして、しかし、まあ、とにかくわずかながらでございますが、絶対額としましては三百億足らずの増加になっておる。それから、昨年末は全銀行の貸し出し総額は一兆六千九百九十一億円でございまして、従って、四月末に比べますと九百三十四億円、約千億円の増加になっておるわけでございます。それで、これは前の二十八、九年当時の状況よりはかなり改善されておるのではないかと。今お話のように、御不満の点もございまして、少くとも、ある程度努力をいたしておりました。ことに昨年末には年末金融対策といたしまして、十月から十二月までの四半期に銀行の増加する預金の少くとも二割、二〇%は中小企業向けに融資することにしようという申し合せをいたしました。各銀行の御協力を願ったのでございまして、その結果十月・十二月の第三四半期、三十二年度といたしましては第三・四半期の間に六百億余りの増加で、ちょうど預金増加額の二割相当額が中小企業向け貸し出しに出されたわけでございます。まあ私どもとしましては、かなり努力はいたして参りました、と思つてゐるわけでございます。それで第一線の方の話は、また全銀協でやっておりまして、また金融相の窓口を通じて見ても、まああれだけの金融引き締め政策で、もちろんいろいろ個々には強く影響があつて、整理、つぶれるところもございまして、まあまあ思つたよりはうまいものではなかつた。

それはまあ年がかりまして、今年になつてからも一三月危機感なんかも唱えられましたが、幸いに大過なきを得ているというふうな考へてゐるわけでありまして。

○参考人(中野哲夫君) 公庫といたしましては、日本の全金融機関の中小企業向け貸し出しの設備資金なり、運転資金なりの動向については、平素いろいろ注意を払つておるのでございまして、公庫は公庫法の第一条にもございます通り、民間の金融機関の足らざる点を補う、補完的な金融を行うというふうな定められておりますので、平素手前どもへ融資相談にお見えになつた方々にも、取引銀行というものが一番大切なものでありまして、公庫は預金の制度もなし、二年に一ぺん、三年に一ぺん設備の改良、入れかえをする、そういう際に普通銀行ではなかなかめんどろの見れないような長期の金をお貸しするという建前ですから、平素しっかりした取引銀行をお持ちになつて、日常の金繰りはそういうところで御相談になるということが大事です、ということをお願いしてゐるようなわけでございまして。

昨年の金融引き締めの当時、私は大阪の支店長をやつておりましたので、そのころはつきり感ぜられました。うな、中小企業でも中規模の企業、売り上げが年数千万円、あるいは数億円のもの、また従業員も百五十人、二百人、二百五十人などというふうな中規模の、しかもかなり内容のいい、われわれから見ますとしっかりしているような企業が、従来の都市銀行からまあ金融引き締め、あるいは親会社からの

それはまあ年がかりまして、今年になつてからも一三月危機感なんかも唱えられましたが、幸いに大過なきを得ているというふうな考へてゐるわけでありまして。

○参考人(中野哲夫君) 公庫といたしましては、日本の全金融機関の中小企業向け貸し出しの設備資金なり、運転資金なりの動向については、平素いろいろ注意を払つておるのでございまして、公庫は公庫法の第一条にもございます通り、民間の金融機関の足らざる点を補う、補完的な金融を行うというふうな定められておりますので、平素手前どもへ融資相談にお見えになつた方々にも、取引銀行というものが一番大切なものでありまして、公庫は預金の制度もなし、二年に一ぺん、三年に一ぺん設備の改良、入れかえをする、そういう際に普通銀行ではなかなかめんどろの見れないような長期の金をお貸しするという建前ですから、平素しっかりした取引銀行をお持ちになつて、日常の金繰りはそういうところで御相談になるということが大事です、ということをお願いしてゐるようなわけでございまして。

それはまあ年がかりまして、今年になつてからも一三月危機感なんかも唱えられましたが、幸いに大過なきを得ているというふうな考へてゐるわけでありまして。

支払いの引き締めというような問題もからんで参りまして、公庫の直接貸しを希望するという傾向が非常にふえて参ったのでございます。

昨年度の直接貸付の平均金額は六百万円を越すような状況でございます。これは今申し上げたような金融引き締めによる今までの取引銀行からの融通が不円滑になったしわが、公庫に及んできたということをはっきり申せるかと思うのでございます。私の方でも、努めてそういう向きに對しては、従来の取引銀行からもめんどうを見てもらうように、直接、間接に援助し、われわれとして設備資金を中心とし、必要最小限度をお貸しするというような配意をいたしてやって参っております。実はこの四・六月、第一・四半期の貸付計画は、先ほど申し上げました五百七十億円のうち、百四十億円を予定したのでございますが、これに對する第一・四半期の需要は、三百億円を越すような状況で、充足率が五〇％に満たぬというような数字が出ておりまして、この点はいろいろ設備投資の水準が下るだろとか、金融が緩和されるだろというようなことが経済雑誌、その他に言われているのでございますが、私どもが想像した以上に強いのにささか驚いているような状況でございます。これらについては、まあ総額五百七十億円で押えられている関係もございしますが、できるだけ適切な運用をいたしまして、これでもどうしても足りない、もっと厚くすべきであるというような情勢がございましたら、さらに政府側にお願いたしまして、その對策に誤まりないようにいたしたい

と、かように考へている次第であります。

○豊田雅孝君　せつかく答弁してもらつておるのですが、私の質問のポイントには一向に触れておらぬように思うのでございます。私の質問しておりまゝすのは、中小企業金融公庫でも昨年末の貸し出し残高はかれこれ八百億以上、それから商工中金にいたしましても貸し出し残高は昨年末九百億以上、それから国民金融公庫は昨年末貸し出し残高は七百億くらい、合計いたしますと二千四、五百億の政府資金を中心とする貸し出しが行われておるのであります。ところが、一方において銀行の貸し出しが中小企業向けのものが大企業への伸びに比べると非常な開きがそこにある。要するに中小企業金融公庫等あたりからどんどん出してはいるけれども、それだけ普通銀行の方からは伸びるべきものが伸びない。そこに全体としての中小企業金融の緩和の道がきわめて憂慮せられるのじゃないか。これに対して、銀行側と中小企業金融公庫側とに率直な意見を承わりたい。特に中小企業金融公庫は代理貸しというものをやっておられるのであります。が、代理貸しをやればやるだけむしろ一般の銀行は肩の荷が軽くなって、普通ならば自己資金で銀行が出すべきものを中小企業金融公庫の政府資金でやる、それだけ本来銀行が自己資金で出すべきものはへこんでくるというふうなことがありとすれば非常に困ったことになるのではないか。この点について一般銀行の立場と、そうして中小企業金融公庫の立場と、その両方から端的な御見解が承わりたい、こういうことであります。

○参考人(安原米四郎君) 先ほど実情を御説明申し上げたつもりでおりますのですが、銀行の立場としましては、御承知の通りに昨年の金融引き締め後中小企業金融にもできるだけの努力をするということをやってきておるわけでございますが、銀行の性格上、一方では御承知の通りいわゆる重点産業にできる限りの資金の調達をはかるようにという問題が一方にございました。そのため従来からございました全銀協の組織としての融資規制委員会あるいは投融資委員会というものを改組いたしましたして、投融資委員会を作りまして、それで銀行の融資をいかに配分するかということにつきまして従来に見ななかったといういろいろの努力をいたしたわけでございます。で、重点産業を極力見ると同時に中小企業並びに輸出増強強化のための金融対策というものも検討します。また地方不要不急の融資の削減とをはかるということで、今度初めてとにかく絶対額自体も落す。昨年の九月月末残高が、いわゆる不要不急の融資の貸付残高が八百四十億でございましたが、それを今年の六月末までに五％残高を減らすという、これは非常な努力をしなければ実現できないことでございますが、そういうこともいたしまして、私が戦後全銀協の方へ、全銀協が発足しまして入って十年余り、今までになかったいろいろの努力はいたしてきたように思うのでございますが、まあそういうふうな資金量の足りないところへ需要が非常に多いということで、努力はしたけれども、今御期待されているほどの融資が行えなかったということは、中小企業金融にかかわらず、各ほかの大企業についてもそれは言わ

れておるわけでございます。今後も引き続き努力はいたすことにいたしておりますが、その間の事情を一つ御了承願いたいと思う次第でございます。

○参考人(中野哲夫君) ただいま御指摘の点はいろいろデリケートの問題でございまして、これを端的に規制すると申しますか、コントロールするといふ点はなかなかむずかしいのではないかと思いますし、いわんや公庫の立場から、さうな政策にわたる面はいかんとも考えられませんが、手前どももいたしましては、公庫法の趣旨に従つて業界の切実なる資金需要に対して親切にお答えする、こういうことで仕事をやって参りたいと、かように考えております。

○豊田雅孝君 これ以上質問するのは無理かと思ひますから、あらためて別の機会に関係方面を追及することにいたします。

それでこの際、具体的問題を二、三承わつておきますが、時間の都合が、ありますので、一括してお尋ねいたします。

まず第一点は、これは全銀協の安原さんにお尋ねいたしますが、昨年地方銀行などの手持ちの金融債を中小企業金融の円滑化をはかるために買い上げた、今度それを売り戻そうとしておるものでありますが、これがまた中小企業金融の逼迫しておる今日、非常に圧迫されるだらうというふうにわれわれ考へておるのであります。これに對しまして全銀協としての率直な御見解が承りたい。

それから、信用保険公庫の関係でありますが、包括保証保険第一種保険につきまして、今回はてん補率が従来の

九〇%から七〇%に下げられてくるのであります。これについてどういうふうにお考えになっておるか、これは福島県信用保証協会の平子さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。

次に、融資保険を将来はやめる、暫定的にこれを存続しておくのだというようなことになりつつあるようでありますが、これについて安原さんは多少は困るのは困るのだが、全体の線としてはおむを得ないというふうなふうな説明があったわけであります。しかし、私どもの見ますところでは、信用保証協会というものは主として零細金融に今後重点を置いていかなければならぬ、従つて融資保険をやはり存続していかないという、ついつい信用保証協会は大口の方に向けていつて、せつかく零細金融に重点を置いていつて、今後零細金融の円滑化を特にからんぬという考え方がかゝりますということと、融資保険がなくなるることによつて信用保証協会がどちらかということ、大口保証の方へ向いていきやしないのか、そういう点から融資保険ということのは暫定的のみならず、この際、これを残し、また伸ばしていくべきだ。しかして信用保証協会は零細企業金融に徹底的に専心させていくように、こういう面からもしむけていくべきだというふうな考えがあるのでありますが、この点についていかなるお考えを持っておられるか。

それから次の問題といたしましては、中小企業金融公庫の代理店たるところの金融機関が、保証債務、これに対する保険、これをやめていこうというわけであります。これについてもやはり中小企業金融公庫の資金を十分

もつと引き下げてもらうように今後におきましても努力をしたいというふう
にまあ考えております。というの
は、その方法としましては、やはり府県の

援助なり、あるいは国の援助ということがあるまいかと、単に合理化だけではなかなか引き下げることは困難かと思ひますので、三十二年度に十億貸付をしておりましたが、さらに本年度におきましては二十億加えまして三十億の貸付をする。あるいはその保険の利率につきましても相当従来よりも低くするというような援助によりまして、この全国平均二分三厘というものがもっと引き下げられるのじゃないかといふように私も考へて、今後におきましてもさらに援助していきたいといふふうに考へます。

もう一つは、先ほども申し上げましたように、保証協会自身としましてはやはりいろいろ事務的な問題等につきましても合理化をしまして、そうしてこれを引き下げていくように努力してほしいといふふうに考へておりますし、また県その他の方からもさらに今後援助してもらわなければならないといふふうに考へております。ただ、現在の保証協会というのは、御承知の通り全国五十にございまして、すべてその資金の内容につきましても、あるいは量につきましても、すべて違いますので、従つてこの利率についてまちまちな利率になつていますことは、これはやむを得ないんじゃないかといふふうに考へております。

○海野三朗君 そのただいまのお話の、まぢまぢになつていてもやむを得ないのだといふようなことでは、中小企業庁としては私はどうかと思ひますね。これが二分三厘なら二分三厘になるべく合わせるように行政措置をとるなり何か方策をめぐらしていかなさるのがあなたとしての責任じゃないか

と私は思ふのですが、どうなんですか。

○高橋達太郎君 どうですか、政府の答弁はこれから聞くと思ひますが、当局の方はあと回しにしようじゃないですか。

○委員長(近藤信一君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(近藤信一君) 速記を始め

○海野三朗君 過日福島県に私が参りまして、いろいろ業者の話を聞いたんですが、銀行から借りるより困難である、中小企業金融公庫もそうである、中小企業方面から借りるのは非常に困難である、手続がめんどうくさいといつて、それをこぼしておりました。が、そうしてまた利率は銀行と大差がないといふ話なんです。これはどういふわけですか。

○参考人(平子忠君) お答え申し上げます。この手続がむずかしいといふような問題で、なかなか銀行よりも困難だといふようなお話ですが、これは私どももたがひ直接聞く例でございまして、私どもとしては、一応業者の立場になりまして、大体福島の場合は、ほとんどくるもの全部を何とかのつけたといふ考へで、あつせんを主にしてやっております。総体的にはそういうことではないと思ひますが、結局そういうような声もまたあるといふので、この点は十分注意しなくちゃならぬといふので、そういうつもりで是正策を講じておるわけでございまして、それから銀行の利率よりも高いといふ問題につきましても、これは全然そういうことはございまして、福島は全国

平均よりも、むしろ下回るとも、上回る保証料といふことは考えられませんし、それ以外に、よそでは調査料とか、あるいは用紙代とか、こういうようなものを取つております。あるいはまた期限が過ぎて延滞した場合に、延滞保証料といふようなものを徴収しておる協会もございまして、当初から、福島の場合におきましては、大体調査料も延滞保証料も用紙代も、全然何も取つておりませんで、保証料は、先ほど申し上げましたように、普通のものが日歩七厘、国民金融公庫のものが日歩六厘、それから県、市の預託のものが日歩五厘、この三種の保証料でやっておりますので、そういう点はな

○大竹平八郎君 私は安原さんに一点お尋ねをいたしたいんですが、先ほどあなたの御説明の中に、豊田委員の質問にお答えをいたしまして、前年度に比較いたしまして、金融状況といふもの、ことに貸し出しの状況等については、むしろ多いといふような意味をおっしゃつたのでありますが、しかし先ほど来話にも出ておりましたが、昨年の春以来の、いわゆる総合経済政策によつて、一部におきましては、恐慌状態さえ経済界にはきている。こういう点で、これはむしろ従来からの過度の設備といふような問題もあると思ひますが、ありますが、これはあなたの方にお聞きするのが一番いいと思ひますが、そういう意味において、昨年の総合経済政策以後における倒産、ことに中小企業関係の倒産等について一つ御説明をお願いしたい。といふことは、まあいろいろ中小企業の金融機関といふものは、

御承知の通りたくさんありますが、何といつてもあなたの方関係の銀行に依存する面の方が、価額において、それから数において、はるかに多いのであります。そういう意味におきまして、いわゆる全国銀行協会として見られた昨年の、いわゆる不況を中心とした昨年の、ことに重点を中小企業倒産あるいは恐慌といふような面に置いて、簡単でかつこうですから、一つ御説明願ひたい。

○参考人(安原米四郎君) 今お尋ねになりました点で、一つ私が御説明申し上げたのは、ちょっと私もはっきり申し上げなかつたので、誤解していらっしゃる点が一つございまして、昨年の中小金融に対する銀行の貸し出しが多

いと申しましたのは、前年に比べて多引き締めるときよりは多いと、こう申しましたのでございまして、先ほど申しました数字をもう一度繰り返さしていただきますと、前回の金融引き締め

ういふふうに申し上げたわけでございます。それから中小企業の倒産の状況の御質問でございまして、これは実は私資料をあいにく持つておりませんので、どの程度倒産があつたかといふことは、ちょっと御回答申し上げかねますので、失礼いたしますが、それに関連いたしまして、われわれの方では、手形交換の方をやっておりますので、不渡りの状況が昨年どういふふうであつたかといふことで御類推いただきたいと思ひます。

○大竹平八郎君 数字は概略でよろしうございまして。

○参考人(安原米四郎君) まあ東京手形交換所の東京手形交換高、これは全国の半分近い数字を示しております。最も中心的な動きをしておりますので、その数字で申し上げさせていただきますと、昨年の三月、四月ごろは、大体一カ月に五万枚見当の不渡手形が出ておるわけでございまして、それで全体の交換高に対する比率から見ますといふと一割前後でございまして、それで金融引き締め政策がとられてから後、七月、八月、九月、十月とこれが漸次増加いたしまして、一番枚数の多かつたのは十月の七万一千枚、そして全体の交換高に対する比率が一・三%、こまごまと上つたわけでございますが、その後枚数も漸次少くなつて参ります。交換高に対する比率も大体引き締め前と大して変らない一割前後に落ちてきておりますので、それから現実には、先ほど申しましたように、全銀協といたしまして、東京、大阪、名古屋等で金融相談所というものをやつてお

さいますが、その方の話を聞きまして、前回の金融引き締めの際に比べればそれほど深刻でないというふうな印象を受けておったのでございます。

○大竹平八郎君 いま一点伺います。これはあるいは資料の中に入っておるかと思っておりますが、あなたの方の関係の都市銀行と地方銀行の中小企業に対する貸付のパーセンテージというものは相当違ふわけでありまして、昨年のたしか三月の資料を私どもが、この金融引き締め後、これは、その比較といたしましてどういう変り方があつたかということをもしおわかりになりましたら御答弁願いたいと思ひます。

○参考人(安原米四郎君) お答え申し上げます。銀行全体としまして、中小企業金融の全体に占める比率を見ますと、いわゆる普通銀行、債券発行銀行を除きました銀行では、昨年の五月末の残高を見ますと、普通銀行全体で一兆四千九百十四億、そのときの都市銀行と地方銀行の内訳を申しますと、都市銀行が七千九百二十七億、それから地方銀行が六千九百八十七億、それでこれが全金融機関の中小金融に対する総額に対する銀行の比率を見ますと、普通銀行全体としては六〇%でございます。まして、その中で都市銀行が三二%、それから地方銀行が二八%、こういうことになっております。それが最近の数字では、まだ一月末までしかわかっておりませんが、これが普通銀行全体としまして、総額は一兆五千三百六十七億、それで全体の中小金融に占める比率は五七・五%ということになります。

○阿部竹松君 私安原さんにお尋ねいたしますが、第一点は、本法案と直接関係ありませんけれども、日本銀行の政策委員会委員ですね。あれは学識経験者とか、地方銀行とか、中央の大手銀行を代表するものというところに選ばれるべきであるのですね。しかし選ばれてきた人を見ますと、地方銀行の代表と目される人が全然入ってこない。これはあなたの方でどういふふうなことでお運びになるのですか。おそれるあなたの方のやはり了解なり、推薦を求めて国会に氏名が出されてくるというように私は聞いています。ですが、その点はいかがですか。

○参考人(安原米四郎君) 最近いわけの地方銀行の方の方という方お變りになりました。前には日本銀行へ長くおられました。戦後岐阜の方の十銀行、たしかあの頭取を数年やっておられましたので、やはり地方銀行の経験のある方と私は考へております。私は実は全然存じません。あるいは何か意向を聞かれましたら、全国地方銀行協会というものが別にございますので、そちらの方で話があったかと思ひますが、私は実はその点存じませんので、ちょっと御質問にお答えできないことをはなはだ遺憾に存じます。

○阿部竹松君 私どもがその方をおきめするときにですね。あなたの方も全国銀行協会の連合会の御承認を得ている、そういうふうなお話がございました。それから承認したわけですが、私どもとしては地方のローカル銀行の代表もやはり法文の中に盛り込んであります。当然純然たる地方銀行の代表者でなければならぬ、こう言いましたところ、現在は、今安原さんのおっしゃる通り、確かに岐阜のローカル銀行の頭取ではあるけれども、今までの経歴は全然ローカル銀行に關係のない方だったものであります。非常にあなたの方の御推薦を不審に思ひました。しかし御關係がないということであれば以上お尋ねしませんが、その次に中野さんにお尋ねいたしますが、理屈を抜きにいたしまして、国民金融公庫等こういう話を私聞いております。とにかく貸付する金額の絶対量が不足だ、政府にいかにか陳情しても、なかなかワタを若干ふやしてくれぬらしいのものが、なかなか希望するだけふやすことができない。従つて、地方に宣伝し、こういう安い金を貸す機関があるぞという宣伝はとてもできません。宣伝すれば要望の十分の一も満たすことができませんから、こういう話を国民金融公庫からときどき聞くわけですから、従つて、あなたの方で現在の量が十分なのであるか、あるいはもし大いに宣伝啓蒙すれば、まだいまだ要望者がふえる、額がふえるものか、その点を一つまずお尋ねをいたします。

○参考人(安原米四郎君) 済みませんが、先ほどの説明を補足してよろしうございませうか。今の政府委員の件でございますが、政府の方から全国銀行

協会連合会にも説明したというふうなお話でございました。実は私それ初めてお聞きしたわけでございます。私は、私は事務局長の資格で来ておりますが、やはり全国銀行協会連合会の事務局長の一員でございまして、その代表権は持つておられますので、その話が会長がたまた、しかるべき人にあらかじめお話をあつたかどうかという点は私耳にいたしてございまして、本日そういう話があることも存じません。したので、先ほどの全銀協として相談を受けなかつたとか、どうかというふうなことは私存じませんので、この場合は御了承願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 安原さんの方はさういふ問題でございませうか。

○参考人(中野哲夫君) 率直に話せという話でございまして率直に申し上げますが公庫のできましたから、金利も比較的安い、ただいま年九分六厘、日歩二銭六厘三毛ということでお貸ししている。特に喜ばれているのが平均期間で三年半くらいで、ガス事業のごときは七年くらいまでは、非常に期間が長い。それを月賦なり、三月賦で返すので、そのときの利益金の中から長期で完済すれば手元にそれだけのものが、工場なり機械が残るといふ、長期の金だということでは喜ばれております。公庫がスタートしたときから關係さしていただいておりますので、関係が、初めなかなかこれが制度がわかりません。方々で県庁なり商工会議所なり市なりを中心にして、あるいは中央会のお力を借りて宣伝をしまして、今日では累計、先ほど申しましたように、六万七千件くらい、金額では

一千四百九十九億くらいの貸し出しをやりましたので、公庫に対する需要は、先ほど申上げた通り、この金融引き締めによつて従来の取引銀行から融資が得たいというふうな、あるいは親会社、あるいは親企業からの金融の援助が得られないというふうな、そういうものが国民金融公庫なり、私の方で強く受けたという点もございまして、それ以外に、かように件数、金額がふえますと、公庫の金は比較的安定して、事業をやる上においてはあるがたい金だというふうなことが各業界、各地方にもわかつて参つたんじゃないかと、ことにここ一、二年來、全国のブロック都市には支店を設けて、それで非常にふえて参つたので、それで非常にふえて参つたんじゃないかと思ひます。それで、先ほど申し上げました五百七十億、円というところの計画では、約半分、大ざっぱに申し上げまして半分程度の貸し出ししか応ぜられないのではないかと、いうことを私どもは確信いたしております。しかし、まあ経済情勢がいろいろ下期好転するといふようなこともありまして、いろいろ基調も変化して参つております。この五、百七十億のうちのうちあつた四一六は、百四十億、昨年の同期が百二十億、程度でございまして、二十億、程度でございまして、第一、四半期に貸し出しをやるといふようなことで参りまして、その後の推移を見ましていろいろ政府当局とも御相談し、先ほど申しました弾力条項なども特に本年度設けられまして、善処していきたく、こういうふうな考へております。

まあ年度当初からこれは絶対足りない、もう何百億この際至急にふやしてもらいたいというほどの点の感じ方で、年度が始まったばかりでもございすので、今後の推移に待ちたい、かように考えております。

○阿部竹松君 はつきりわからぬでしようけれども、あなたの方でもおそろしく勝手にこういう安いお金の使い方があるのだという宣伝をおそらくできなからうと思ふのです。絶対量が少いから、そういう宣伝をすればおそろしくわんざと押しかけてきて、これはとても断わり切れぬという段階になる。しかし、私どもは日本で一つの産業で七社かとか八社で五十億も六十億も使う産業がたぐさある。ところが、あなたの方の金額をお尋ねしてみると一千数百億とおっしゃるけれども、対象がとにかく何万という対象になる。ですから、僕は絶対量がやはり問題になるということを考えているわけなんです。ですから、大体宣伝啓蒙すれば今の三倍にふえるとか、あるいは二倍くらいにふえるとか、正確にはわからぬでしようけれども、そういう苦しみというものを中野さんは御承知でしょうから、そういうことはおわかりになりませんかということをお尋ねしているのです。

○参考人(中野哲夫君) 本年度の総貸付五百七十億は約充足率五〇〇程度ということから考えられますと、まあ代理店の窓口でも直接貸しの窓口でも相当の抑制を加えにやいかぬ、あるいは今期、間に合わぬから来期に回してくれというようなお話にもなるかと存じます。大ざっぱに申しまして、まあ公庫ができましただんだん経過をいた

しまして、私どもは本年度の最終では貸付残高が一千万円ちよつとまあ越すようなたたいま見通しでございまして、第一期目標が残高一千万円というようなことを考えておりましたが、それが現実には達成せられそうになりましたので、第二期といたしまして公庫が――まあ公庫として正式にきめたわけではありませんが、早く残高を二千万円あるいは二千数百億というふうにもっていきまして、毎年財政資金もそれくらい規模になりますれば、逐次まあ減っていくというふうな状況に収金でまかなえるというふうな状況に今後数年の間にも参りたいというようなことを、総裁を中心に話し合っておるわけでございます。大いに活発にPRをやれば本年度当初予算の要求額が七百億円でございしたので、七、八百億くらいのは貸出しとして消化できるまあ一種のめどではないかと、かように考えられております。

○阿部竹松君 次に、今のお聞きした金額の金利ですね、これは私よく知りませんけれども、国有財産会計法が何かの中で、この公庫の金利をどうするか、上げた利潤ですね、つまり政府から出して、そうしてあなたの方で何億何千万と上げた金利、これは当然国家にまた還元することになってございしますが、それが大体どのくらいですか。もしこの表に出ておればお知らせ願いたいです。

それから、その金利を国民金融公庫等においては、若干の金額であるけれども、また金が少いから公庫に保管して使わしてくれという意見が非常に強い。あなたの方ではどうお考えにな

るのですか。

○参考人(中野哲夫君) 公庫の金利は特別の貸付では低利のものがあります。大半は九分六厘でございまして、借入金金が六分五厘の金利を払ってあります。代理店手数料は累次にわたりましたでだんだん下げておりました。今日では大体平均三分三厘ぐらいいなっております。そうしますとそれに公庫の経費を加えますと、借入金だけでは実は逆さになるような計算になるのでございしますが、二百四十億ほどの政府出資がございまして、これがまあまるまる金利をかせいでくれるわけですから、平均いたしまして利潤が出ております。昨年度は約八億、年々――三十一年度につきましては八億一千九百万円ほどの利益を上げておるのでございます。で、この利益金は公庫法の規定によりまして国庫に納付すると、こういう建前になっておるのでございしますが、一方その滞り貸しの償却等をやりませんので、そういうものに充てると、あるいは公庫の経営内容より独立採算制として健全にするというふうな意味で、大体貸付残高の千分の十五までをアップ・リミットとして、それまでに達しない金額はそういう公庫内の積み立てに回すことを認められておりましたので、公庫始まってから今日まで納付金をした実績はないのでございます。三十三年度につきましてもそういう滞り貸しの償却引当金へ繰り入れるために、約九億ぐらゐの利益の計算になります。それが、それも引当金に積み立てると、こういうことで、納付を要せずという建前になっております。まあ今後数年経過いたしました積立金もだんだんふえ

て参りますと、あるいはそのときの情勢でそういう行き方に再検討を加えなければいかぬというふうな時期も参るかと思ひますが、この数年は今申し上げたようなことで推移すると思ひます。

○阿部竹松君 最後に、この法の改正する内容について、お尋ねするわけですが、この第一点と二点と二つに分れておると思うのですが、第一点のこの環境衛生法ができたからと、これを対象にするというところは、これは当然だと思ふんですね。それから、その二点目は、今度副総裁というのを設けるといふのがこの法案の内容なんです。ところが、いろいろな公庫がたぐさございまして、全部で六つあるわけですが、その初めの出発は、大抵のところが総裁一人なんです。それから、理事も少いんです。しかし、二、三年たつと、それは、副総裁を置かなければならぬとか、あるいは理事もふやさなければならぬ、こういうことが問題になってくるわけなんです。しかし、私どもとしては、一企業会社であるいは民間会社であれば、その代表権を持った人、あるいは補佐する人、つまり、社長、副社長、そういう人が必要かもしれないけれども、公庫は、やはり、理事者がおりまして、総裁がおつても、どなたがおりまして、主たる責任は政府にあるわけなんです。政府が監督するわけなんです。ですから、機構が全然違いますから、そういうのを副総裁をふやす必要はないのではな

いかというように私は判断しておるんですが、ね。この副総裁をふやすということは、二、三年たつと、とにかくこの公庫も出てくるわけです。初めから

総裁、副総裁できめて、そして大きく出発したところはほとんどない、私の知っている限りでは。ですから、私は副総裁というものは、必要ないのではな

いかというように判断するわけですが、最後にこの点だけお尋ねいたします。

○参考人(中野哲夫君) 政府の御提案の法律案でございまして、私の方から申し上げるものもいかと思はれるのでございしますが、私も公庫の仕事が発足当時からやっておりますので、役員を入れて五十七人というところであったのですが、だんだん貸付件数、金額がふえるというところで、職員も本年度では六百五十人ぐらゐになる、店舗も本支店入れて十一になる、内部の部課というふうなものも、必要最小限度のものを見ましても、かなり、総務部以下検査部に至るまで整備をして参つたというふうなことでございまして、われわれ理事といたしましては、総裁を補佐いたしまして、企画立案、日常の業務を行なつて参つておるのでござい

ますが、この仕事量、それから、質の面も、いろいろ貸し出しの当初、あるいは貸し出しのあとの管理、回収というふうなことが、だんだんむづかしさを加えてくる、複雑さを増してくる、というふうなこともございします。それからもう一つは、総裁も、こういう政府金融機関の代表の地位におられますので、各種の中小企業に関連のある他の団体を委嘱される、あるいは、会合等にも出られる、あるいは、地方の支店の業務を指導、視察するために出かけられるというふうなこともございします。ので、まあ、総裁を助ける代表権

を助ける代表権

を助ける代表権

を持っておる副総裁制度、今度の法案で伺いますと、理事をそれに振りかえるようでございますが、増員ではないようでございますが、一人あれば、何かと公庫の運営がよりうまくいくのじゃないかというような気持はいたしておるわけでございまして、そのことは、かねて御提案になりました政府側にも、私のほうの考え方、希望というものは申し上げておるような次第でございます。

○阿部竹松君 中野さんが、それは政府が出されておる法案であるから政府などと言うのであれば、あなた方をここに招きする必要はごうもないんですよ。御用学者を呼んだと一緒でね。あなた方この法案をどう受け取っておられるか、あるいは、どういうふうなことが利用されるかということを感じなくお聞きすることによって私どもはこの法案審議に十分反映したり、全部あなたの方の意向が入るということでないけれども、取捨選択できるわけで、あなたのようなお話しであれば、ここへおいで願う必要はごうもないんですよ。政府の言う通り審議すればいい。

しかし、そういうことでないので、その道の詳しい人であるところでお願ひしたのであって、そういう点では、遠慮なくお聞かせ願わんと、私どもも困る。それから、企画立案がふえて仕事かふえるというのであれば、副総裁をふやさず——理事と副総裁をかえてどういうことが違うのですか。副総裁でなければ企画立案ができないということにはならんでしょう。結局、同じ人がただ理事が副総裁という名前をもらったにすぎないということになるのだから、僕は、よく機構、内容は

わかりませんから、そういうことを言うのかもしれないけれども、あなたの今の発言では、政府の見解はあとで聞くにしても、どうも賛成できないのですがね。が、しかし、よろしいです。

○委員長（近藤信一君） 以上で参考人の方に対する質疑を終ります。

本日は、参考人の方々には、長時間にわたり本委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。貴重な御意見を伺いましたが、委員会では御意見を参考といたしまして、十分本案の審議をいたしたいと思ひます。

それでは、本日はこの程度にして、明日は午前十時から開会することにしたしまして、本日は散会いたします。

午後四時六分散会

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十八日）

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局